

社会保険 いわて

3月

奇数月発行／2018No.788

- 厚生年金適用関係手続きにかかる用紙が変わります
- 平成30年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内
- 平成30年3月分からの協会けんぽ岩手支部の保険料率をお知らせします
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお願い
- 4月・5月の出張相談所日程

岩手が生んだ山岳写真家

「人のいる山岳を追う写真家」

船越好文（ふなこし よしふみ）

1909年盛岡市に生まれる。

戦前から山岳写真を撮っており
多くの写真家は純粹に山を撮るが
船越はヒトを入れた山岳写真を
多く残している。

彼の代表作「雪線」という写真集が

1953年に刊行され

「前穂高の東面」の作品は

国立トリノ山岳博物館に永久保存されている。

そんな彼が撮影した「岩手山」の写真があり

仙北町・サンライフ盛岡に飾られている。

何処から撮影したのか

あまり見ない角度からの御山は

好文の思う岩手山なのかもしれない。



画と文／千葉てるお



サンライフ盛岡内「岩手山」



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
 日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
 協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

厚生年金適用関係手続きにかかる用紙が変わります

省令改正が行われ、本年3月5日より厚生年金適用関係の届出用紙が変更になります。
将来的に個人番号(以下「マイナンバー」といいます。)の利用範囲が拡大されることに備え、厚生年金関係の手続きにもマイナンバーの記入が必要となるため、40種類の届書・申請書の様式が変更になります。



■主な変更内容

- その1: A4縦型に統一し、記入しやすく整理されました。
その2: 様式変更後は、基本的にマイナンバーを使って手続きをしていただきます。ただし、マイナンバーが不明な際やマイナンバーが付与されない従業員や扶養家族等の場合には、基礎年金番号を使って手続きをしていただきます。

主な変更届書・申請書

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
健康保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係の届)
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届 など



Point ※70歳以上被用者にかかる従来届書は廃止され、上記の届書に統一されます。

※様式変更される届書・申請書は、年金機構ホームページで公開されております。

アドレスは、 <http://www.nenkin.go.jp>

ご不明な点は、お近くの年金事務所へお気軽にお尋ねください。

郵送による書類提出へご協力をお願いいたします。



〈送付先〉

「日本年金機構 仙台広域事務センター」

〒980-8461 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階

届出が多い様式にかかるポイントのご紹介

新様式(資格取得届)

新様式(資格喪失届)

- check** ◎70歳以上被用者該当届が統合されました。
70歳以上被用者該当届として提出する場合には、「⑩備考」欄にある「1.70歳以上被用者該当」の欄を○で囲んで提出願います。
◎マイナンバーの記入によって、住所の記入が省略出来ます。また、外国籍の方に義務付けられていた「ローマ字氏名届」も不要になります。

- check** ◎70歳以上被用者非該当届が統合されました。
70歳以上被用者非該当届として提出する場合には、「⑧70歳不該当」欄にあるチェックボックスに☑を入れてください。



●次の場合は、別様式による手続きが必要です。

ケース① 被保険者が70歳に到達し、引き続き70以上被用者となるとき

健康保険厚生年金保険 被保険者資格喪失届
+
健康保険厚生年金保険 被保険者資格取得届

ケース② 国民健康保険組合に加入する従業員を採用したとき

健康保険厚生年金保険
被保険者資格取得届(国保組合用)
の用紙を使用します。

平成30年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、被保険者(加入者ご本人)を対象にした「生活習慣病予防健診」と被扶養者(加入者ご家族)を対象にした「特定健康診査」を行っています。
健康のため、年に一度は必ず健診を受診しましょう。

生活習慣病予防健診 被保険者(加入者ご本人)の健診

糖尿病やがんなど、主に生活習慣によって引き起こされるさまざまな病気の予防のための検査を行います。検査項目は、特定健康診査や企業の定期健康診断の検査項目を含んだ総合的な健診内容です。



35歳~74歳

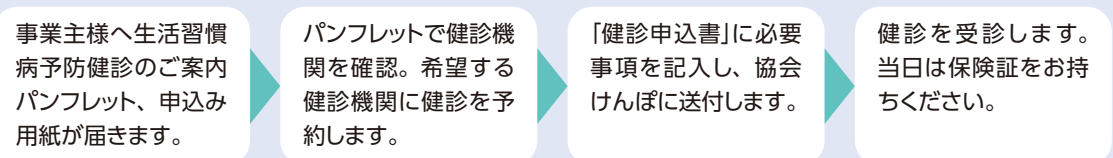
対象者

- 35歳から74歳までの被保険者**(任意継続被保険者を含みます)
- ・受診時に協会けんぽの被保険者であること
 - ・年度内に75歳を迎える被保険者は、誕生日の前日まで受診できます

費用

年度内おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。
詳細は3月下旬にお送りする健診のご案内でご確認ください。

●受診までの流れ



※詳しくは、3月下旬に事業所様にお送りするご案内をご覧ください。

特定健康診査 被扶養者(加入者ご家族)の健診

特定健康診査では、メタボリックシンドロームに着目した検査を行います。受診には「特定健康診査受診券」が必要です。受診券は4月中旬に被保険者(加入者ご本人)のご自宅に送付します。必ずご確認ください。



メタボ?!...

対象者

- 40歳から74歳までの被扶養者**(任意継続被保険者の被扶養者も含みます)
- ・受診時に協会けんぽの被扶養者であること
 - ・年度内に75歳を迎える被扶養者は、誕生日の前日まで受診できます。

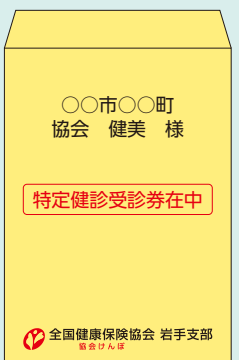
費用

年度内おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。
詳細は4月にお届けする「特定健診のご案内」をご覧ください。

受診券は4月に黄色の封筒でお届けします

4月中旬頃までに受診券を被保険者(加入者ご本人)のご自宅へお届けします。
必ず開封してご確認ください。
健診を受診するときには、受診券と保険証、健診費用が必要です。忘れずにご持参ください。

- 協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、ご加入先の保険者窓口にお問い合わせください。



協会けんぽで実施している生活習慣病予防健診はこんなにお得です!

事業主さまは、年に1回従業員の方に「健康診断」を受けさせることが法律上義務付けられています。この「健康診断」には、労働安全衛生法に基づくもの、協会けんぽが実施するもの、人間ドックなど様々な健康診断がありますが、協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」は検査項目が充実しており、健診費用の一部を補助しているため、大変お得に受けられます。

お得 その1 協会けんぽからの健診費用の一部補助があります



けんぽはお得!

労働安全衛生法に基づく定期健康診断

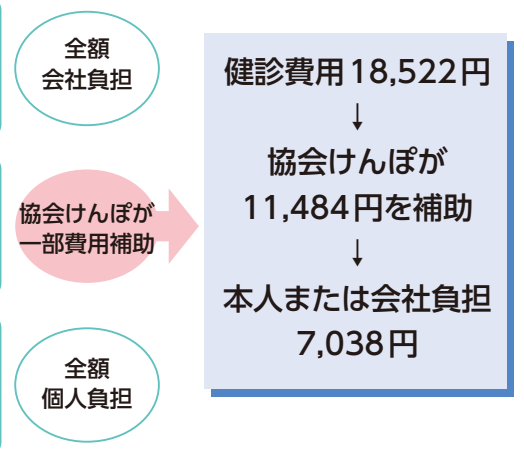
21項目 約8,000円※1
※1 健診機関により異なります

生活習慣病予防健診

28項目 7,038円※2
※2 健診費用から協会けんぽ補助額を引いた金額

その他(人間ドックなど)

項目は健診機関ごと 全額個人負担※3
※3 お勤め先などで費用補助をしている場合を除く



お得 その2 事業者健診に+α がん検診も含まれ検査内容が充実

項目		生活習慣病予防健診(一般)	定期健康診断(事業者健診)
診察	問診	○	○
	身体計測	○	○※4
	理学的所見(身体観察)	○	○
	血圧	○	○
	総コレステロール定量	○	○
脂質	中性脂肪	○	○
	HDL-コレステロール	○	○
	LDL-コレステロール	○	○
	AST(GOT)	○	○
肝機能	ALT(GPT)	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○
	ALP	○	○
	空腹時血糖	●	●
代謝系	ヘモグロビンA1c	●	●
	尿酸	○	○
血液一般	ヘマトクリット値	○	○
	血色素判定	○	○
	赤血球数	○	○
尿・腎機能	尿糖(半定量)	○	○
	尿蛋白(半定量)	○	○
	潜血	○	○
	血清クレアチニン	○	○

項目		生活習慣病予防健診(一般)	定期健康診断(事業者健診)
生理学検査	12誘導心電図	○	○
	眼底検査	■	○
	胸部エックス線検査	○	○
	喀痰細胞診	○	■
	上部消化管エックス線検査	○	○
	胃部内視鏡検査	■	○
その他の検査	視力	○	○
	聴力	○	○
	肝炎検査	◆※5	○
	便潜血	○	○
	直腸検査	■	○
医師の判断	子宮頸がん検診	△	○
	乳がん検診	△	○
	医師の判断(判定)	○	○
医師の判断	医師の意見	○	○

表の凡例

- 必須項目
- 医師の判断に基づき、選択的に実施する項目
- いずれかの項目を実施すれば良い項目
- ◆→条件付きで実施する項目
- △→受診者の希望により実施する項目

※4 腹囲は35歳と40歳以上で必須。それ以外は医師の判断で省略可。
※5 35歳以上の方で、以前の検査を受けた事がない人が対象。

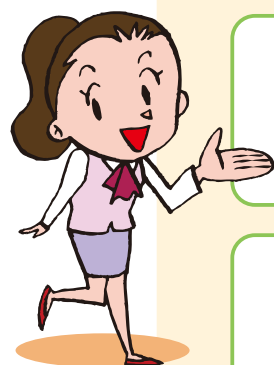
協会けんぽの健康診断・特定保健指導に関することは、
岩手支部保健グループまでお問い合わせください(☎019-604-9089)

平成30年3月分からの協会けんぽ岩手支部の 保険料率をお知らせします

協会けんぽ岩手支部加入の皆さまの健康保険料率と介護保険料率は平成30年3月分(4月納付分)より変更となります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分(4月納付分)の保険料から変更になります。



9.82%

平成30年2月分
(3月納付分)まで

健康保険料

9.84%

平成30年3月分
(4月納付分)から

1.65%

平成30年2月分
(3月納付分)まで

40歳から64歳までの方は
介護保険料

1.57%

平成30年3月分
(4月納付分)から

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

盛岡・二戸年金事務所内 協会けんぽ窓口の終了について

協会けんぽ岩手支部では、お客様の利便性確保のため県内の年金事務所内に協会けんぽ窓口を設置し、対応を図っておりましたが、申請書類の郵送化率の伸び、訪問者数の状況から検討しました結果、平成30年3月30日(金)をもちまして、盛岡・二戸年金事務所内の協会けんぽ窓口を終了することといたしました。協会けんぽ窓口終了後は、健康保険に関する各種お手続きは協会けんぽ岩手支部へ郵送でご提出いただけます。

お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。



■ご注意ください

今回終了のお知らせをしました、「年金事務所内窓口」とは、年金事務所に設置しております協会けんぽへの申請書(高額療養費、傷病手当金などの各種給付金、任意継続関係の申請書、保険証の再交付申請など)を受付する窓口です。

資格取得届、算定基礎届などの事業所適用関係の手続きや年金のご相談などは、引き続き年金事務所で行うこととなります。

◆上記の詳細につきましては、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 岩手支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎019-604-9009(代表)

受付時間：平日8:30～17:15

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル

労働Q&A

「無期転換ルールについて」
知っていますか?

平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが始まります。

無期労働契約に
転換します

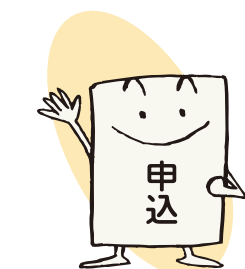


Q1. 無期転換ルールとは何ですか?

A1. 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期限のない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

Q2. 有期雇用労働者を全員転換させるの?

A2. 該当者から無期転換の申込があった場合のみ希望通り転換させなければなりません。ただし、定年後に継続雇用されている有期雇用労働者等については、認定を受けることにより、無期転換申込権が発生しない特例措置もあります。



Q3. 正社員にしなければならないの?

A3. 無期転換ルールは必ずしも正社員に転換しなければならないものではありません。また、労働条件は現状のままであっても、良いとされています。



【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶<http://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお願い

事業所の名称・所在地・電話番号及び被保険者数（現在）に変更がある場合は、お手数ですが下記により当協会あてにご連絡（FAX可）をお願いいたします。

変更届

送付先

FAX番号 019-626-0252

協会会員番号

□	—	□	□	—	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（年会費払込金受領書・広報紙送付封筒の宛名シールに記載されています）

【変更前】全事項記入願います。

ふりがな			
事業所名称			
事業所所在地	〒		
		電話番号	
備考			



【変更後】変更事項のみ、ご記入ください。

（変更日 年 月 日）

事業所記号	—	番号		〔記入例〕01-あいう、盛-あいう、01-ABC
ふりがな				
事業所名称				
事業所所在地	〒			
		電話番号		
備考				

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日（祝日にあたる時は翌開所日）午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9：30～16：00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211（代） 一関年金事務所 ☎0191-23-4246（代） 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963（代）

花巻年金事務所 ☎0198-23-3351（代） 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111（代）

社会保険出張相談所

会 場		4月	5月	時 間	会 場		4月	5月	時 間
盛岡	八幡平市役所（多目的ホール）	12（木）	10（木）	10:00～15:30	一関	陸前高田市役所	19（木）	5月はお休みです	10:30～15:30
	ゆはづ交流館（岩手町）	18（水）	16（水）	10:00～15:30		大船渡市役所	26（木）	24（木）	10:30～15:30
	葛巻町役場	25（水）	5月はお休みです	10:30～15:00		奥州市役所（本庁）	4月はお休みです	10（木）	10:00～15:00
	紫波町役場	4月はお休みです	23（水）	10:00～15:30		江刺生涯学習センター	5（木）	5月はお休みです	10:00～15:00
二戸	久慈市文化会館（アンバーホール）	4（水）	9（水）	10:30～16:00	宮古	青葉ビル第1・2研修室（釜石市）	12（木）	10（木）	10:00～15:30
		18（水）	23（水）	10:30～16:00		遠野市役所（本庁舎3階）	5（木）	10（木）	10:30～15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。